時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價遞送料は左の如し

一號　貳錢五厘〇一ケ月　前金五拾錢〇三ケ月　前金壹圓四拾五錢〇六ケ月　前金貳圓八拾五錢〇一ケ年　前金五圓六拾錢（月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ）

時事新報遞送料

一　日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津
　一ケ月　金拾三錢
二　南亞米利加、中央亞米利加、布哇諸嶋、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國
　一ケ月　金六拾錢
三　北米合衆國、英領加奈陀
　一ケ月　金三拾錢
四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲
　一ケ月　金六拾五錢
五　露領浦潮斯德、清國諸港
　一ケ月　金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰　一日限　一日以上七日以上
一行　ユ　付十三錢　十一錢　十錢五厘

本社（寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるのみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社ニ達シタル投書ノ原稿ハ凡テ寄稿者ニ返ヘサズ又本社ニ保存セズ

時事新報

輸出の増加

銀價下落の影響は日本より外國に輸出する品物の價を騰貴せしむると同時に其數量を増加して我國の利益に歸するは疑もなき事實なれども之を疑ふて却て日本の利を損するものなりと云ふ人々の說を聞くに我輸出品の價は騰貴したるに相違なけれども其騰貴は銀に對するの騰貴にして金に對すれば依然として元の價に止まるものなり左れば其騰貴を假りに一割と定めて一割だけ高く賣れば從來の直段に相當するのみとなれども實際は然らず唯ろの呼直の高きに欺かれて七分の騰貴に滿足するものなり例へば米國に輸出する生絲の直段百斤に付き五百弗（相場は便利の爲めに假定したるものにて實際の計算に非ず以下ふれに倣ふ）のものが一割騰貴すれば五百五十弗に賣りて相當なれども我商人は實際五百三十何弗の直段に滿足して賣放すが故に金貨國なる米國人の方より云へば正しく二十弗を利するの割合にして其差は即ち我國の損に歸するものなり故に日本の輸出は其直段の高きにも拘はらず實際は損を免れざるものなりと云ふに在るが如し實に其說の通りにして直段の上より見るときは國損を免れざるのみとなれども其直段に於て損する所みを即ち數量に於て益する所なれば見ろ同一の品物にして一方は安く一方は高しとあれば其安きものを選ひは商賣の常なり今米國にて需用する生絲は伊太利佛蘭西及び我日本より輸入するものなれども伊佛兩國の絲は依然四百弗の直段なるに日本より買へば三百何十弗にして幾分の廉價なりと云へば高きを去り安きに就くは商賣上自然の數なるのみならず其價いよ〳〵廉なれば從來生絲を知らざりし者も之を用ふるのみとなりて日本絲の需用は必ず大に増加せざるを得ず即ち我國の爲めに謀れば直段の上に於ては多少損するに相違なけれども之が爲めに輸出の額を増して從來は年々一千萬斤を輸出するに過ぎざりしものが増して二千萬斤となり三千萬斤となるに至れば總額の上に於て非常の利益を見るのみとならん即ち俗に云ふ數でみなすの流義にして一部分より見れば損するが如くなれども全體の上に於て益するものなり而して斯る場合に至れば伊佛の兩國は日本絲の競爭に對して如何なる手段を取る可きやと云ふに悲いかな彼等は金貨國にして四百弗に一弗を欠ても割に合はざるのみとなれば銀貨國なる日本の品物に對して競爭の望はある可らず即ち日本の生絲は伊佛兩國のものを米國の市場外に驅逐するに至るやも亦知る可らざるなり右は生絲に就ての談なれども茶なり米なり織物なり綿絲なり又は其他の雜貨類なり外國に賣るものは何れも同樣の關係にして輸出の額はます〳〵増加せざるを得ず日本の商賣貿易は萬々歳の繁昌必ず疑ある可らずと我輩の敢て信ずる所なり然らば外國輸出の望は疑なしとして國內に於ける生產の有樣は如何と云ふに吾に自由を與へよ然らざれば死を與へよとは米國獨立の際に一志士の唱へたる警語なれども今日は貴重なる自由の夫れならで吾に仕事を與へよ云々の聲は世界一般到る處に反響せざるはなし今の世界の人口は多し其多數の中には手足を動かさずして終日眠るものも亦多し其輩の無性懶惰なる易は萬々歳の繁昌必ず疑ある可らずと我輩の敢て信ずる所なり然らば外國輸出の望は疑なしとして國內に於ける生產の有樣は如何と云ふに吾に自由を與へよ然らざれば死を與へよとは米國獨立の際に一志士の唱へたる警語なれども今日は貴重なる自由の夫れならで吾に仕事を與へよ云々の聲は世界一般到る處に反響せざるはなし今の世界の人口は多し其多數の中には手足を動かさずして終日眠るものも亦多し其輩の無性懶惰なるに非ず世に働く可きの仕事なきが爲めなり幸に我日本は尙は未だ甚だしきに至らざれども其程度みと違へ人民が仕事なきに苦しむの情は即ち異ならず東京府下に五萬の人力車夫あり一日の中に客を戴せて走るものは幾許ぞ、客を得ずして終日路傍に佇立するものは幾許ぞ、佇立するもの走るみと能はざるに非ず客なければなり府下の繁昌を以てして尙は且かくの如し以て各地方勞働社會の情態を推知するに足る可し左れば苟も爰に働く可き仕事を生ぜんか從來働かんと欲して仕事なきに苦しみたる人民は貧銀の如何をば第二として兎に角に仕事を得たるの一事のみにて蘇生の思を爲すみとならん或は一歩を退て今の日本の社會には徒手遊惰の人民なしと假定するも人間の力は無生なる機械の働に異なり機械の如きは假令ひ錆にて製したる大丈夫のものにても之を使用するみと甚だしければ次第に摩損擦亡して次第に其働を失ふものなれども人間の力は之と反對にして活潑に使用すれば使用するほど其力を加ふるみと實際の事實なるが故に愛に働く可き仕事あり働けば隨て錢を得らるゝの望さへあれば八時間働きたるものは十時間となり十二時となり終日にして尙は餘力あるときは夜を徹して業を執るも決して厭ふ所に非ず即ち從前は一日に一反の織物を織りたるものが一反半と爲り二反と爲り一把の絲を製したるものが二把となり三把となるは容易のみとにして其仕事さへある に於ては國中の生產は促さずして自から增加す可きのみ左れば銀價下落の爲めに我輸出品の直段は騰貴したり但し其騰貴は名のみにして實際には損を免れざるみと前に記したる論者の說の通りに相違なしと雖も我商人は從前の價に比して幾分の騰貴を見るが故に眼前に損を感ぜず外國人は日本品を他の諸外國のものに較べて其價の廉なる處よりなす〳〵之を需用するみとゝなります〳〵貿行を増すが故に數量の上に於ては優に我商人の利益たる可き尙は其上に之が爲めに國內の生產を奬勵して人民に仕事を與へ從來手を空ふしたる者が仕事に有付て生活の道を得るのみならず是なを入時間働きたるものが更に其時間を増し假令ひ賃銀の割合は増さゝるも其働の進みたるが爲めに從前僅に六七錢を得たるものは十錢と爲り二十錢は二十五錢に二十五錢は三十錢と爲る自然の數にして勞働社會の喜び想見る可し即ち日本の商賣生產は共に春を催ほすものにして和氣洋々たる其有樣は金貨國なる外國人の到底企て及ばざる所なるのみか夢にだも見るみと能はざる所にして恰も銀貨國なる日本專有の利益と云はざるを得ず左れば個々の品物に就て其直段を問へば多少に損するが如くなれども數でみなすの商賣主義に從ひ銀貨國獨り得の好地位好機會を利用するときは輸出の總額を二倍し三倍するは容易のみとにして遂に我日本國の大利益に歸す可きは我輩の斷じて疑はざる所なり

官報

○勅令

朕陸軍戶山學校條例中改正ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十六年七月二十八日

陸軍大臣伯爵大山巖

勅令第七十八號

陸軍戶山學校條例中左ノ通改正ス

第三條ノ職員中校長「歩兵大佐」ニ副官「歩兵大尉歩兵中尉」ヲ「歩兵大中尉」ニ改ム

第二十九條ノ次ヘ左ノ一條ヲ加フ

第三十條　教年各科學生隊校ノ後次學期マテノ間ニ於テ當該科教官將校中若干員ヲ歩兵聯隊ニ派遣シ隊附勤務ヲ爲サシム

朕陸軍砲兵射的學校條例中改正ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十六年七月二十八日

陸軍大臣伯爵大山巖

勅令第七十九號

陸軍砲兵射的學校條例中左ノ通改正ス

第三條ノ職員中校長「砲兵大中佐」ヲ「砲兵佐官」ニ改ム

朕陸軍定員令中改正ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十六年七月二十八日

陸軍大臣伯爵大山巖

勅令第八十號

陸軍定員令中附表第十四號戊陸軍戶山學校定員表玆ニ同第十四號庚陸軍砲兵射的學校定員表左ノ通改正ス　（表略ス）

○陸軍省令第十二號

明治二十一年（十二月）陸軍省令第二十八號陸軍軍醫學校候補生取扱規則ヲ廢ス

明治二十六年七月二十九日

陸軍大臣伯爵大山巖

○陸軍省令第十三號

本年（七月）勅令第七十七號陸軍衛生部現役士官補充條例ニ依リ陸軍衛生部士官候補生並醫科大學依託學生採用規則左ノ通定ム

明治二十六年七月二十九日

陸軍大臣伯爵大山巖

陸軍衛生部士官候補生並醫科大學依託學生採用規則

第一條　陸軍衛生部醫科大學依託學生ノ補充要員ハ陸軍省醫務局長フレテ帝國大學總長ニ協議セシメ志願者ヲ召募ス

軍醫生、藥劑生ヨリ舊生部士官候補生志願者ヲ召募スルトキハ醫務局長ヨリテ其要員ヲ師團長ニ移牒シ師團長之ヲ部隊ニ告達ス

第二條　醫科大學ヲ生ニテ依託學生ト志願スル者ハ願書ニ履歷書及戶籍明細書ヲ添ヘ帝國大學總長ヲ經テ陸軍省醫務局長ニ之ヲ出サシメ醫務局長ハ願書ヲシテ身體檢査ヲ爲サシメ其體格適當ノ者ニ醫科大學依託學生ヲ命ス醫學生卒業シタルトキハ醫務局長ハ大學總長ヨリ其卒業成績書ヲ受ケタル後陸軍大臣ノ認可ヲ得テ陸軍衛生部士官候補生ヲ命ス

軍醫生、藥劑生ヨリ卒業證書並免狀ノ寫性質品行等ヲ調査シ爲メ家庭履歷書若ノ書類ニ誌旅證書ヲシタル書類ヲ帝室ノ部士官候補生ヲ命ス

第三條　左ニ掲クル者用スルコトヲ得ス

一　禁錮以上ノ刑ニ有ル者

二　破產者クハ家資ヲ受ケ復權ノ降ニ

三　

第四條　第二條ノ衛生歷書戶籍明細書ヲ式

雜

○碓氷鐵道開

ふれば其件數蓋せし爲め特に汽車さき程の貨物は直ち高崎直江津間官く唯從來運搬せ増加し來れり左考ふれば收入何通前の四分の一嶺の爲め一時何貨物多くは兩驛らざるを以て兩入亦多かりしも めて汽車に積み兩地を素通りす地に減ぜしは臺澤及び橫川の兩らざる影響を受輕井澤　の方は客を呼び寄せ得中にも本年は此も其人數多しと井澤の方にして は新舊兩地自か道の開通と共にも外人を乘せする十二三町のれば此間七錢な賃錢を得べしと を受けざるが如橫川　の方は日其中一戶は下宿戶なれども來客ば又一人もと立つべくも見えのは八十二戶にりさへ最と稀な四臺（此の中橫人にして他は坂の溫泉に赴く客樣に比すれば車り又碓氷の工事く の人數なり く荒く動もすれ るのみなれば稀